

平成 31 年第 5 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 3 号）を除く

平成31年第5回教育委員会会議

1 日 時 平成31年3月14日（木） 13時30分～14時46分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	山 根	直 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
学校施設担当部長	永 本	宏
保健給食課長	木 村	弘 毅
給食制度担当係長	北 市	至
給食係員	吉 田	竜
学校教育部長	檜 田	英 樹
文化部長	前 田	真 子
文化財課長	田 中	敦 士
文化財係長	北 野	創 介
文化財係員	松 崎	悦 子
スポーツ部長	山 田	一 八
企画担当課長	砂 村	直 広
企画担当係長	寺 島	圭 介
企画担当係員	勝 山	将 平
企画担当係員	新 山	正 孝
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	札 場	義 章
書 記	山 本	裕 奈

4 傍聴者 2名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市スポーツ推進計画改定版（案）に関する意見について
- 議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第3号 札幌市文化財保護審議会委員の委嘱又は任命について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、平成31年第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日の議案第3号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市スポーツ推進計画改定版（案）に関する意見について

○長谷川教育長 議事に入ります。議案第1号札幌市スポーツ推進計画改定版（案）に関する意見についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○スポーツ部長 私から、議案第1号の札幌市スポーツ推進計画改定版（案）に関する意見についてご説明いたします。

本議案につきましては、昨年6月26日に開催されました教育委員会会議の会議外報告において、計画の見直しの背景や、今後の方向性についてご説明させていただいておりましたが、このほど、附属機関である札幌市スポーツ推進審議会における審議、並びに庁内議論を経て、改定版（案）を策定しましたことから、パブリックコメントの実施に先立って、教育委員会の意見をお聴きするために提出するものでございます。

資料につきましては、資料1としてA4の1枚もの、資料2としてA3の3枚もの、資料3として本文（案）の冊子の3種類をご用意しておりますが、本日は主に資料1と資料2につきましてご説明をさせていただきます。

まず、本日の議案提出に関するポイントのみに絞りました資料1「札幌市スポーツ推進計画の改定について」をご覧ください。

I「議案の提案理由」にありますとおり、札幌市では、平成26年2月に、向こう10年間の計画として、札幌市スポーツ推進計画を策定いたしました。この間、国ではスポーツ庁の発足や、第2期スポーツ基本計画が公表され、また、これに伴う自治体へのスポーツ推進計画の見直し要請といった大きな動きがございました。札幌市でも、冬季オリンピック・パラリンピック招致を表明するなど、スポーツを取り巻く環境が大きく変化しておりますことから、昨年度から見直しに着手、検討を経て、今般、成案となりました。従いまして、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づいて、本日議案を提出させていただくものでございます。

次に、中段、II「改定のポイント」ですが、大きな見直しの方向性としては、ただいま申し上げたようなスポーツ環境の変化を踏まえ、国の「第2期スポーツ基本計画」から、「スポーツ参画人口の拡大」、「スポーツを通じた共生社会の実現」、「スポーツを通じた経済・地域の活性化」の、主に3点を重視するとともに、札幌市の特色である「ウインタースポーツの振興」と、「冬季オリンピック・パラリンピックの招致」に向けた取組の強化、の2点を挙げております。

2点目の「成果指標」、3点目の「基本理念と3つの目標」として整理した内容につきましては、改めて資料の2でご説明しますので、ここでは割愛させていただきます。

続いて下段のⅢには、「検討の経過・今後のスケジュール」をお示ししておりますが、本日の教育委員会会議の後、パブリックコメント手続きとして、3月18日から4月16日までの1か月間、計画案を市民の皆様に公表し、ご意見を頂戴したいと考えております。その後、スポーツ推進審議会と教育委員会会議において、改めてご審議をいただいたうえで公表、という流れを想定しているところです。

続きまして、今回の見直しの内容についてご説明いたします。

資料2「札幌市スポーツ推進計画改定の概要」A3の3枚ものをご覧ください。

1枚目は、現行計画の振り返りと課題抽出の概要となっております。

まず、Ⅰ「推進計画の見直しに当たって」は、計画本文では、第2章に当たる部分であり、国の動向や、札幌市を取り巻くスポーツ環境の変化などから、見直しの必要性として、オレンジ色の四角で囲った3点を導き出しております。

次にⅡ「スポーツを取り巻く現状と課題」は、計画本文においては第3章に当たる部分でございます。

一つ目の「これまでの達成状況と課題」では、現行計画における4つの成果指標について、それぞれ現状を分析し、課題を抽出しております。

まずは青い枠内ですが、グラフなどにありますとおり、週1回以上スポーツをする成人の割合である「スポーツ実施率」と、年に1回以上ウインタースポーツをする成人の割合である「ウインタースポーツ実施率」は、いずれも目標値には達していない現状にあります。資料右側の3つのオレンジ色の四角のうち、上の四角にありますように、こうした現状を受けた課題として、「ニーズが高い『ウォーキング・散歩』のような、気軽なスポーツができる環境整備が必要であること」や、「ウインタースポーツ特有の阻害要因として経済的要因」が挙げられることなど、5点を示しております。

次に緑の枠内、「各区で実施するスポーツイベント参加者数」については、平成28年度に冬季アジア大会の開催に伴う区民応援ツアーの開催などを契機に、目標値50,000人を達成しておりますが、課題としてオレンジ色の四角に、「地域が自主的に活動を行うための支援が必要である」ことなど、3点を示しております。

また赤の枠内、「計画期間中に新たに開催する大規模スポーツ大会」は、これまでに8大会を開催し、ラグビーワールドカップ2019や東京オリパラ2020などの開催により、確実に目標は達成できる見込みですが、課題としてオレンジ色の四角に、「イベント開催だけではなく、経済・地域の活性化」につなげることが重要であることを示しております。

次に1枚おめくりください。この2枚目が、基本理念や目標、成果指標など、

今回の見直しの根幹部分を示した資料となります。

まず、左上の2「第2期スポーツ基本計画から取り入れる視点」についてですが、ピンク色の四角にある、第2期スポーツ基本計画の4つの基本方針と4つの施策を元に、札幌市では、オレンジ色の四角にある3点を取り入れるべき視点としております。

また、次の3に「札幌市の特色をいかして強化する視点」として、オレンジ色の四角の2点、「ウインタースポーツの振興」と「冬季オリ・パラの招致」を示しております。

これらの視点や、先の課題などを踏まえまして、4「課題のまとめと今後の方向性」で、「市民」、「さっぽろ」、「世界」というキーワードと、左側の一番下にごございます「スポーツの力でさっぽろの未来をつくる」という方向性を導き出しております。

こうした方向性にに基づき、資料右側、Ⅲ「基本理念と目標」では、中ほどの大きなオレンジ色の四角の中にありますとおり、改定版における基本理念を「スポーツの力でさっぽろの未来をつくる、スポーツ元気都市さっぽろ」としまして、目標についても、上のグレーの枠内、「『市民』、『地域』、『さっぽろ』が元気に」という従来目標から、「スポーツの力で市民がかがやく」、「スポーツの力でさっぽろをかえる」、「スポーツの力で世界へつながる」に変更いたしました。

また、その下の3「見直しによる新たな成果指標」では、これまでの4つの成果指標を、まだ達成できていない2つの指標を含む、5つの成果指標に再編したいと考えております。新しいものとしたしまして、共生社会を実現する視点から「障がい者のスポーツ実施率」を、みるスポーツの観点から「直接スポーツ観戦率」を、そしてスポーツによる経済活性化の観点から「ウインタースポーツ目的の来札外国人観光客数」を新たに加えたいと考えております。

最後に3枚目をご覧ください。

ここでは、先ほどご説明いたしました「市民」、「さっぽろ」、「世界」の3つの新たな目標を実現するために、今後、スポーツ行政を推進するうえで関連付ける7つの方針と15の施策、さらに主な取組について記載しております。

箇条書きの最初に◎があるものは新規事業または新規に検討を行う事業、☆があるものは既存事業のレベルアップ事業となっております。

このうち、角が丸まったオレンジ色の枠で囲っている施策につきましては、2枚目でご説明した、国の第2期スポーツ基本計画から取り入れて強化する視点と、札幌市の特色をいかして強化する視点となっております。とりわけ「トピックス」として記載しているものにつきましては、その中心となる取組内容を取り上げたもので、強化する視点と同じく5点ございます。

資料左上から、1つ目のオレンジ色の枠内の「歩きやすい街を目指して」では、ウォーキングの価値や魅力の発信などについて、2つ目の「ウインタースポーツ塾の開催」では、体験機会の増加や競技力の向上を目指すことなどについて記載しております。右上をご覧ください3つ目の「障がい者スポーツの拠点づくり」では、障がい者スポーツクラブの開設に関する検討などについて、4つ目の「スポーツツーリズムの推進」では、札幌を含む北海道全体をスノーリゾートエリアとして積極的に発信することなどについて、そして最後の5つ目では「冬季版ハイパフォーマンスセンターの誘致に向けた取組」を行うことで、オリンピック・パラリンピックで活躍できる人材の輩出を目指すことなどについて、それぞれ触れております。

なお、これらの具体の施策や事業については、詳しくは資料3の本文案をご説明すべきところがございますが、説明は割愛させていただきます。ご了承ください。

また、最初にも申し上げましたとおり、パブリックコメント終了後には、改めて教育委員会会議にて、ご審議いただく機会を頂戴したいと考えております。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○池田委員 スポーツは人を繋げる力がある、人々をまき込む力があるという理念に基づいて立てられた計画で、とても立派なものだと思います。

いくつか、感想やお伺いしたいことがございます。

A3資料の3枚目、「スポーツを通じた共生社会の実現」というところが、スポーツには人々を繋げる力があるということから、とても大事だと思います。障がい者の方たちのスポーツ振興というのはとても良いことだと思います。障がいを持っていない方も、運動を得意としてトップレベルを目指す方から、本当に体を動かすことを普段しない方、あるいは年齢も高齢な方から若い方までいて、いわゆるノーマライゼーションの考え方に基づくと、障がい者が楽しめるということと言うのは、やはり私たち障がいを持っていない者も運動が元々得意でない方が参加して楽しめるという面があると思います。ですから障がい者の方たちだけでスポーツをするのではなく、障がいを持った方とそうでない方が交流して、何かスポーツをしていけるような場をつくっていただけるととても良いかなと思いました。

また、お答えできる範囲で構わないのですが、近年、「eスポーツ」という言

葉を耳にする機会が増えて、狭い意味でのスポーツということと、少し違うのかもしれませんが、これからの札幌は「eスポーツ」をどのように位置づけとして考えているのかということと、地域でスポーツや体を動かすことに参加することを考える時に、フィットネスクラブですとか、スイミングプールですとか、そういった民間の施設を抜きにしては語れないような気がします。そういった民間施設というのは、札幌市としてはどのように位置づけたり、考えたりするのか、この2つについて伺えるとありがたいです。

○スポーツ部長 一点目、委員がおっしゃった、いわゆる障がい者スポーツに力を入れるにしても、みんなが、性別や年齢、障がいの有る無しに関係なく行えるということは、わたくしたちも全くその通りであると思っております。この計画を見直すにあたって、スポーツ推進審議会でも、市民ワークショップでも、あらゆるところで、この意見が出ました。健常者だけを、障がい者だけを思ってその方たちだけの体験会をやるのではなく、本当の意味で共生社会ということを目指すのであれば、健常者も一緒になって、理解し合い、行えることが一番であるということが色々な場で言われており、それを意識していかなければならないですし、計画にも書き込んでいるつもりです。

ご質問の「eスポーツ」のこれからの位置付けでございますが、見直しにあたって、スポーツ推進審議会や庁内議論の中でも「eスポーツ」は必ず話題に出ていました。わたくしどもスポーツ局としてはなかなか「eスポーツ」の立ち位置といいますか、位置付けは、これはまだ悩みどころです。やはり団体や集まりによっては、「eスポーツ」をスポーツの位置付けとしてしっかり捉えていこうという意見や、まだまだ本当の意味でのスポーツと領域としては同じではない、という意見があり、札幌市の「eスポーツ」に対する立ち位置というものが、正直言うと定義付けられていないところです。また、このスポーツ推進計画では「eスポーツ」については書き込んでいません。「eスポーツ」については、考えながら決めていく、決めながら考えていく、というようなところがあるのだと思います。色々な大会で、例えば国体でも、オリンピックでも、I O Cでも、「eスポーツ」の考え方はまだ統一感がありません。また、「eスポーツ」を競技として正式な種目ではなくても、デモンストレーション的に入れたり、各大会で試行錯誤しているところだと思われます。

三点目の地域で体を動かす、参加するという観点から、公共施設ばかりではなく、民間のフィットネスクラブやプール等の位置付けについてということですが、わたくしたちも公共施設のこれからの更新時期を考えると、ほぼ一斉に建物の老朽化がはじまり、このままにいけば、一斉に更新していかなければなりません。とてもしょうい時代ではなくなるということになると、厳選して、やは

り、スポーツ施設を含め、建て替え、老朽化対策などをしていかなければならないと思います。そういった観点から、今、一部民間プールも公共的に使わせていただいているところも出てきていますし、体育館や色々な施設も、これから建て替えをするにあたって、民間の施設と連携しながら考えていかなければならないと思っています。その趣旨はこの計画に盛り込んでおります。

それから、もう一つ、策定の予定は来年度、平成31年度中になるとは思います。いわゆるスポーツ施設の配置活用計画というものを今検討中でございます。その中で、十分に委員のおっしゃった民間施設との連携、それから公共が全部を丸抱えで行うのではなく、民間のノウハウをいかして、建てていくといったことなどを考えていく予定です。

○池田委員 ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○阿部委員 資料1に記載のあります2「成果指標」のところで、現状値と目標値を記載していただいていると思うのですがけれども、この目標値の設定というのは、どういうところを根拠に設定されているのかをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○スポーツ部長 まず一つ一つ申し上げますと、「スポーツ実施率20歳以上・週1回以上」、目標値65%となっておりますが、これはわたくしどもの根拠と言うよりは、国に準拠しております。国のスポーツ基本計画、現在は第2期スポーツ基本計画ですがけれども、国に準じて目標値を65%としております。ですから、根拠と言えは国の目標値ということになります。

それから「障がい者・20歳以上・週1回以上」を実施率にしておりますが、これも実は国に準拠しようと思いましたが。ところが、国の目標値は40%でしたので、既に現状超えております。超えているにも関わらず、国に準拠するのは、今度は合理性があまりないため、伸び率を考慮して50%としたところでございます。

「ウインタースポーツ実施率」は25%となっておりますが、札幌市の平成26年2月に策定した現スポーツ推進計画の25%のままにしております。やはりなかなかウインタースポーツ実施率の伸び率が芳しくないものですから、本当であれば、見直しですから目標値を上げたいところなのですが、まだ達成していないということからも、これは25%のままにしております。これは国の目標値はないのかということになりますが、国には残念ながらウインタースポーツというものの

指標がございません。冬季でスポーツが盛んなところが限られているということもあることから、国が示すものはございません。参考になる実施率はないかと思ひまして、北国、それから東北などのこういった計画を見ましたが、ウインタースポーツ実施率は残念ながらございませんでした。ですから、これは札幌市独自のものになります。

3番目の「直接スポーツ観戦率」は、新規のもので、前期の計画にはないのですが、アンケートを取っておりまして、現状値43.6%ですので、ここ数年の伸び率を考慮して、50%をまずは目標にしようとしたところでございます。

最後の「ウインタースポーツ目的の来札外国人観光客数」は、インバウンドで来たお客様にどういう目的で来られたのかアンケートを取っておりますが、その中で、いわゆるスポーツ目的、これは見る場合も好きでする場合もあるでしょうが、その現状値が175,000人と出ておりますので、これも係数を掛けて250,000人にしております。

○企画担当係長 この数字は外国人の宿泊者数と外国人が札幌に来た理由というアンケートの数値を掛け合わせてつくったものなのですが、その宿泊者数については、観光まちづくりプランという観光・MICE推進部の計画がありまして、そこに目標値があり、その数値を使っています。ウインタースポーツ目的の割合というのは、ここ数年のトレンドを見て、今、上昇傾向にありますので、それを考慮して24.2%として、それぐらい選択する外国人がいるであろうということで、その数値を掛け合わせて250,000人という数字を出しております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○長谷川教育長 今の関連ですけれども、ウインタースポーツを目的とした来札外国人観光客数というのが、*5「スポーツによる経済波及効果を示す指標として新たに設定」ということになっているのですけれども、これは海外の方だけで経済波及効果を示すこととしてよろしいのでしょうか。もっともっとあるような気がするのですが、これだけで、なぜ経済波及効果の指標になるのか、疑問に思いました。

○企画担当課長 おおもとは、教育長がおっしゃったように、例えば道外からいらしている方からも経済波及効果というものが出てくると思うのですけれども、目標値を設定する以上は、現状それを調べている状態でないとおもとの数字がないものですから、目標も設定できないということで、一旦、インバウンドの影響を踏まえて、こういった外国人の方に絞った指標にさせていただいております。

す。国内の方が例えばウインタースポーツ目的で、というかたちでアンケートなりを現状は取っていないものですから、もし、そこまで、ということになると、新たにそのためのアンケート内容を準備しなければならないものですから、今はこういうかたちになっております。

○長谷川教育長 逆にこの海外に絞った理由は、観光・MICE推進部の方から言われているという話しではないのでしょうか。

○企画担当係長 言われているわけではありませんけれども、今、札幌市ではインバウンドの誘致に力を入れており、それもアジアだけではなく、今後は欧州の方にも力を入れて、北海道、札幌の観光閑散期である冬季に経済を活性化する。そのためには、冬季のインバウンドが重要であるというのが、札幌市の考え方ですので、それにスポーツも考え方を合わせて、今回は冬季に絞りました。

○スポーツ部長 見直しの方向性の一つとして、スポーツを通じた経済・地域の活性化を挙げているにも関わらず、経済の振興度合いを計る指標というのは、なかなか難しく、例えば共生社会についてですと、先ほど言いました障がい者のスポーツ実施率は、直接成果がわかるのですが、経済の活性化の指標はなかなか難しく、国の基本計画では、例えば、スポーツ産業の経済規模などになってしまいます。国の方では、もっと大きなスケールで考えて、スポーツ産業の数値的なものになるのですが、なかなか札幌市内の数値となると、わたしどもも苦労したところでして、完璧なものではないのですが、インバウンドがだんだん伸びていることもあり、この指標を一つとして捉えたということになります。教育長がおっしゃったように、道外の指標というのも確かに経済振興にはあるのですが。

○長谷川教育長 経済指標と言いながら、すごく一部のお話しになっていますよね。もっと大きなものがあって、その一つ、ということであれば、理解しやすいのですが、これ一つを取って、経済波及効果や影響額と言ってしまうと、少し違和感があるかなと思いました。

○スポーツ部長 国ではスポーツ市場規模の拡大ですとか、スポーツツーリズムの関連消費額とあって、単位が15兆円とか3,000億円といった数字が出てしまいます。

○長谷川教育長 きっと札幌もスポーツ関連の企業とか、そういったところに利用している方やそれに関わる事業者の方とか、色々やればあるだろうとは思

のですけれども、そこはまだこれからのお話しということですよ。

○スポーツ部長 はい。

○長谷川教育長 わかりました。関連して質問をさせていただきました。
ほかにいかがでしょうか。

○石井委員 先ほど池田委員がおっしゃっていた、スポーツを通じた共生社会の実現のところで、資料2の3枚目のところなのですけれども、障がい者スポーツを振興しますということで、その部分がすごい前面に押し出されているような感じがしました。最近ですと、障がい者スポーツという言い方ではなく、例えばニュースポーツだったり、アダプテッド・スポーツだったり、障がいの有る無しだとか、年齢だとか、身体能力に関係なく、みんなのできるスポーツというのがすごく世界で広まっていて、そういう視点がもう少し入っていてもいいのではないかなと気になりました。

もう一つが、札幌市が掲げているスポーツの定義が少しぼんやりしているように感じます。資料3の札幌市スポーツ推進計画改定版の1ページ目にスポーツとは、とあるのですけれども、しっかりと書いてあって、散歩やジョギングなどの軽い運動や体を動かすレクリエーション活動なども含むものとしますと書いてあるのですけれど、おそらく市民が読んだ時に、わたしもそうですが、スポーツ＝運動競技というイメージがとても強く、札幌市はそうではなく、そういった体を使うレクリエーション活動や、一人でできる散歩などもスポーツに含めている、というスポーツの定義というのをもう少ししっかりと出して欲しいなと思いました。アンケートを見ると、もちろん散歩やウォーキングも入って書いてありますし、ダンスも含まれているということで、ちょっと驚いた部分もありました。なので、もう少し札幌市が掲げるスポーツはいったいどういうものなのかということをもう少し前面に出して欲しいなと感じました。

○スポーツ部長 二点ございましたが、二点目の方から答えさせていただきたいと思います。ここのスポーツの定義は色々な切り口でありましたけれど、庁内議論でも色々意見が出ました。逆に委員のおっしゃってくれることはわたしたちが思っていることと同じで、同感だと思っております。逆に散歩がスポーツに入るのか、という意見もございましたが、今回の見直しの大きな視点の一つとして、スポーツが従来はどちらかというとするスポーツ、競技性を含めたスポーツという捉え方だったと思いますが、今回大きく変えた考え方の一つが、健康寿命を延ばす、あるいは健康社会のためにもスポーツというのはある、というような

考え方でございまして、国のスポーツ計画の中でもそのようにうたわれておりまして、そういうことから言うと、いわゆる競技ではもちろんないですが、散歩だとか、ジョギング、それからもっと言うと意識して行う階段の上り下り、このようなことも、いわゆる健康社会をつくるためには、もはや体を動かすスポーツと言っていいのではないかという視点で、わたしたちは改定版の色々なところに盛り込んだつもりですが、それでも委員の捉え方はもっともっと打ち出していいということであれば、わたしたちの方向性は決して間違っていないのだと思いますので、そのあたりは文章できちっと定義するというのもそうでしょうし、これから我々が行う色々なスポーツ施策、事業の中で、それを意識したものをどんどん打ち出していきたいなと思います。散歩をしなさい、という事業は無いでしょうが、国ではそういうものを奨励しているような呼びかけなどもありますので、そういうことは意識したいと思っています。

一点目の障がいの有る無しに関わらず、身体能力の優劣に関わらず、そういった視点をもっと位置付けて、ということも、実はそういう気持ちを持って、フレーズとしては出しているつもりなのですが、施策や事業となると確かに弱いです。共生社会という精神で、強調して書いているにも関わらず、事業になると、障がい者スポーツの強化振興は結構行っているのですが、共生社会というものを前面に打ち出した施策、事業はこの計画の中では薄いです。ただ、これから色々な事業をもっとこの中のものをベースに打ち出していくにあたって、共生社会を理念にうたうだけではなく、実際にそういう声があるわけですから、盛り込んでいきたいと思っています。

○石井委員 是非、今後の取り組みとして、お願いしたいと思います。

○企画担当課長 部長から今、申し上げた通りですが、スポーツの定義については、ご注目いただいた資料3の裏にありますとおり、前回の計画ではこういったかたちの明確な定義はなく、おっしゃったように一般的にスポーツと聞くと競技に繋がってしまいます。国の第2期基本計画、あるいはここでもスポーツ基本法と書いていますが、より競技、競技したものではなく、より身近な運動、日本語で言うと運動に近い方、レクリエーションや運動に近い方もスポーツなのだというところを改めて明確に書いてあります。そういう意味では、その部分が国全体の方向性でもありましようし、札幌ではというよりは、国全体が、どちらかというスポーツは敷居の高いものではなく、もっと身近なものだということをやっていますので、まさにそれを今後浸透させていく、市民の皆さまにご理解いただくように、まずは身近なところからやっていければと思っています。

○長谷川教育長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

○道尻委員 資料2の3枚目の方針3のところですが、施策6の地域での取組を支援し地域コミュニティの醸成につなげますということで、地域スポーツクラブの活動支援と書かれております。生涯での運動習慣をつけていく、あるいは高齢となっても、運動ができるような状況を整えていくということで、地域における身近な環境づくりというのは非常に大切だと思いますので、是非、このところも挙げていただいているように、やっていっていただければと思いますが、資料3の本文の方で、その中身を見ていまして、51ページになるのですが、地域スポーツクラブの活動支援というところで、地域スポーツクラブの役割を担う体育振興会の活動を支援する、体育振興会主催のイベントが活発に行われるよう助言、指導する、こういうくだりになっています。この体育振興会と地域スポーツクラブというものの中身については、121ページにも書いてありますが、地域スポーツクラブというのは我々が普通にイメージするような身近にある住民の主体の団体ということですが、もう一つの体育振興会は、地域のスポーツ振興を図ることを目的として学校を拠点として自主管理運営する地域住民による団体という定義付けになっています。この体育振興会というものを支援するという事に留まるということが、51ページの意味なのか、それとももっと広く学校を拠点にということではなく、地域の色々な団体の活動を支援していくということなのか、そこを教えていただきたいです。

質問の意図としては、結局色々な市民の方々に運動習慣を身に付けていただく、高齢者も運動していく、それはスポーツだけではなく、先ほどの議論のとおり、運動という幅広い意味での取組が必要だと思いますが、そういった時に、学校を拠点に、ということですがかなり狭められるところがあるのではないかと思います。もっと広く身近な色々な施設でそういったことができる、あるいはそのための指導者やリーダーとなると、そういったところで、色々な場面で活動できる、そういう施策がないと全体として我々が目指しているような運動習慣の向上ですとか、生涯を通じた運動というところに、なかなか数字としてもそうですし、実際問題としても繋がらないのではないかなと思いました。ですから、この点、お伺いしたいと思います。

○スポーツ部長 委員のおっしゃった内容にわたくしがこの場で簡単に答えられるレベルではないと重たく感じております。まず、地域スポーツクラブとしての役割を担う体育振興会については、51ページに書いてありますとおり、各地域に学校単位である体育振興会に地域スポーツクラブとしての役割を担って欲しいですし、そうなっている地域もありますが、理想的な地域スポーツクラブ＝体

育振興会でないことも事実だと思います。本書の用語解説にも書いてありますとおり、体育振興会の主な役割は、やはり、教育委員会に協力いただいている、いわゆる学校開放の自主管理運営ですので、それが100%地域スポーツクラブかという、なかなか疑問があるところがございます。ただ、地域スポーツクラブの理想系のものを立ち上げようとするところからはじまると、難しいという現実から、まずは小さい単位で、各地域にある体育振興会にその地域スポーツクラブを体育館の色々な利用の仕方で、担ってもらいたいというのが正直なところです。ですから、この体育振興会と地域スポーツクラブの役割の区分けについて、今の説明で感じ取っていただければ助かります。

それから学校拠点にはしていますけれども、もっと広く地域や身近な環境整備をする、指導者やリーダーについて、というお話しは学校の部活動や主にスキー学習になりますけれども、スキー学習に指導者や地域のボランティアで指導する方々に協力をいただいて、派遣するなど、学校単位のものはやっているのですが、地域という単位にはなっていません。どうしてもわたしたちが頼らざるを得ないのが、体育振興会、あるいは、そこで活動している方になっているということです。

もう一つ、地域で活動してくれているこの手のものとしては、スポーツ推進委員という方々がいらっしゃいます。200数十名ですが、スポーツ推進委員の方が地域の色々なイベントでご活躍されており、地域で自ら主催しているイベントの担い手となっていただいておりますので、なんとかそういう方々を中心に地域の身近な環境整備の一助になってくれればと思っております。

○企画担当課長 学校以上に地域にまんべんなくある施設は札幌市にはございません。なので、体育振興会は大きな身近な役割を持っていただくための地域スポーツクラブであると思っております。その他、例えばこれとは別にスポーツ施設というものがございますけれども、そういったところを管理しているようなところでは、区の自主運営の中で教室などを行っていたりしますけれども、その中で、まさに地域の方がお越しになって、講習を受講されていたり、あるいはスポーツ推進委員が、独自に地域でより身近にスポーツができる場を提供していただけるように今後なっていけばいいなと思っております。例えば、競技団体さんなどとも連携をしながら今後考えていく必要があると思っております。

例えば、69～70ページの計画推進のための取組というところに、体育協会や競技団体、あるいはスポーツ財団などがございますけれども、こういったところでも、地域でどのようにスポーツを広げていくかということは、一緒になって行政も考えながら進めていければと思っております。

○企画担当係長 スポーツクラブを運営する上で、活動の拠点が必要になってきます。その拠点として、屋内の運動であれば、最たるものが体育館です。なかなかその体育振興会や学校以外でその拠点となるハコがあるところがないというのが実情です。次のターゲットとしては、大学などがそういった体育施設などを持っていますので、そこと地域が連携するような絵を描いて、そこで地域スポーツクラブのような活動ができると、また、活動の場が広がるかと思っております。その点については、この計画の中でも、大学との連携ということで記載をしております。

○道尻委員 ありがとうございます。

もう一点だけ、学校が一つ中心になるということがわかりましたけれども、色々な民間施設としての配置活用計画をお持ちだということも先ほどありました。その辺も踏まえて、もっと広い位置付けで進めていっていただきたいと思いました。

また、51ページのところと121ページのところの書き方ですが、ご説明いただくと、かなり考えられていることがわかりますし、広く地域に根付かしていかなければならないという方針をお持ちということが理解できたのですけれども、これを読むとちょっとそこが伝わってこない面もあるので、さらに工夫できるのであれば、していただいた方がいいと思います。やはり、これから取り組もうとか取り組みたいと思っている人たちが、「こういうことができるんだ。」「こういうことを札幌市が目指しているんだ。」ということがわかりやすい方がいいのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

○企画担当課長 今の一点目の点は、色々と説明をさせていただきましたけれども、73ページの一番下のところに、例えば民間施設の活用といった部分を含めた配置活用計画をつくりますということでこの計画に載せております。

○佐藤委員 ちょうど今見ている51ページのスポーツ指導者の学校への派遣というところなのですが、ここを読みますと中学校に対してスキー学習などの指導者を派遣するというかたちになっているみたいですが、これはスポーツ部の方でスキーの指導者をプールされていて、それを各中学校へ派遣しているというかたちなのでしょうか。

○スポーツ部長 指導者の派遣というのは、いわゆるスキーの指導資格、ライセンスを持っている指導者を学校と協議の上、スポーツ部が学校の様子に応じて派遣するというものと、もう一つは、地域にいる主に保護者や学校の教員のOB

の方がスポーツ指導者として派遣するという場合があります、そちらの方はむしろ地域にいらっしゃる人材ということであれば学校側に近いのではないかと思います。ただ、いずれにしてもスポーツ部の事業ですから、スポーツ部が調整させてもらっているところです。

○佐藤委員 今、部活動の外部指導者の導入ですとか、あるいはこのスポーツに慣れ親しむということを考えて、小学校段階から運動習慣というものを学校において身につけさせる必要があります、そうした時にスキー以外の競技、スポーツにおいても、そうしたシステムができあがっていくと、大変助かると思うのですが、現状ではスキー以外の競技については、スポーツ部で指導者をプールされているということはあるのでしょうか。

○スポーツ部長 オリパラ選手も含めたアスリートたちの登録がありまして、学校の要望に応じて、部活動に対して、指導補助のようなことをしております。野球、バレー、バドミントン、卓球、10数種くらいございます。それから、授業については、現実的にはスキー授業が中心です。ただ、一部は、これもスキー授業ですが、歩くスキーですとか、これは本当に少数ですが、柔道ですとか、そういうのもしておりますが、数字的には9割がスキー学習となっております。

これはもしかしたらスキーが一時期、非常に実施率が低くなったということを受け、ウィンタースポーツができる札幌市として、もう一度てこ入れをしたいということから、スキーに力をいれたということがあるかもしれませんが、体育授業に関して指導者派遣となると、今おっしゃったように、スキー授業が中心にならざるを得ないのですが、他の種目も全く無いわけではないので、広げたいなという気持ちはございます。部活動は今言ったように、結構な数がございます。

○企画担当課長 今回の部活動の点については、53ページの真ん中あたりに記載がございます。

○佐藤委員 中学校におけると書いてありますが、これまで小学校に派遣したという実績などはないですか。

○スポーツ部長 主に中学校なのですが、小学校が対象で多いのは歩くスキー授業です。先ほどお話しした柔道も中学校が対象です。

○佐藤委員 これから学校教育とスポーツについては、今後、健やかな体、体力の向上というかたちで、教育委員会も努力しようと思っておりますので、そこで

の連携を是非、密にやっていただければ大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員 オリンピック・パラリンピック教育についてなんですけれども、例えば東京都では、オリンピック・パラリンピックを行うことによって、子どもたちに心のレガシーを残すというフレーズを使っています。わたしの個人的な考えなんですけれども、オリンピック・パラリンピックを札幌市が今後、招致していくにあたって、教育ということを非常に強力に前面に打ち出して、札幌市がオリンピック・パラリンピックを行う意義の大きな一つとして、そういう教育効果というのでしょうか、教育をするのだということは、大きな意義になり得ると思っております。

○スポーツ部長 オリパラ教育についても、教育委員会にも非常にご協力いただいておりますので、今の点も留意したいと思います。

○池田委員 細かいところなんですけれども、パブリックコメントに出すのはこのままで良いということが前提なのですが、箇条書きの「☆」と「◎」について、41ページに「☆」がレベルアップ事業で、「◎」が新規事業ということで説明がありました。が、「☆」でも「◎」でもない施策に「・」がついているものは、ぱっと見たときに何かわからなかったもので、今後説明を載せることができれば、説明があった方がありがたいという印象を受けました。

また、もう一点、それぞれの用語についている「※」が、最終的にどこに開設が出ているのかよくわかりませんでした。120～121ページに用語解説が書いてあるということは見ているうちにわかったのですが、最初の方の見やすいところに、「※」の用語解説は、一番後ろにまとめてあるということ、もしできるのであれば表記していただくと良いと思います。

○スポーツ部長 脚注の件は承知しました。

「・」の事業については、事前にやってきた事業ということです。

○池田委員 既存事業ということですね。もし記載が可能であれば、よろしくお願いいたします。

○企画担当係長 実際はパブリックコメント後に、修正をしまして、最終的なものには、用語説明につきましては、ページの下のところに記載する予定でございます。

○池田委員 わかりました。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

パブリックコメントについてですが、キッズコメントは取られるのでしょうか。

○企画担当課長 現時点では、想定はしておりません。

○長谷川教育長 そうですか。わかりました。

それでは、色々ご意見が出ましたけれども、反映できる部分については、反映していただけるということで、議案第1号につきましては、提案どおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定いたします。

◎議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成31年度の学校給食の実施にあたりまして、同規則の別表で定める複数校給食の組み合わせの一部改正について、ご審議をお願いするものでございます。

議案第2号の資料のうち、「変更内容」というインデックスを付けております「平成31年度 複数校給食実施形態の変更内容」という資料をご覧ください。

それでは、この資料によりご説明をさせていただきます。

まず、札幌市の給食実施形態でございますが、札幌市の学校給食は、(1)の自校分のみを調理する「単独調理校方式」と、自校分に加え、近隣の調理施設を持たない被供給校分も合わせて調理する、(2)の「複数校給食方式」の二つの形態で実施しております。

続きまして、2 平成31年度の変更内容をご覧ください。大きく分けまして4点ございますので、順にご説明させていただきます。

1点目は(1) 学校改築及び衛生的に課題のある学校の被供給校化に伴う変更についてです。資料中段にございます変更アのとおり、「栄西小学校」は、改築が完了し、平成30年8月から新校舎での調理が開始となり、衛生管理面で優れるドライシステムを備えているため、衛生上課題のある「元町北小学校」の供給校へと変更するものでございます。

次のページをご覧ください。

2点目は(2) 学校改築、学校統合及びリニューアル改修に伴う変更についてです。変更イのとおり、「石山小学校」と「石山南小学校」の統合により、平成31年度から「石山緑小学校」が開校となることに伴い、同校を「藤野南小学校」の供給校とし、「石山小学校」の被供給校であった「藤の沢小学校」は、「藻岩南小学校」の被供給校へと変更するものでございます。

次に変更ウについてですが、「澄川小学校」は、改築により平成31年度から調理開始となるため、「真駒内桜山小学校」の供給校とし、「澄川小学校」の供給校であった「澄川西小学校」を「石山東小学校」の供給校とする。また、「真駒内桜山小学校」の供給校であった「平岸高台小学校」を「羊丘小学校」の供給校へと変更するものでございます。

次に変更エについてですが、「しらかば台小学校」が学校施設のリニューアル改修により、平成31年度から、給食室が多目的室に転用されるため、「月寒東小学校」の被供給校へと変更するものでございます。

次に変更オについてですが、「上野幌東小学校」と「上野幌西小学校」の統合により、平成31年度から「ノホロの丘小学校」が開校となりますが、「ノホロの丘小学校」は旧上野幌東小学校の校舎を利用しているため、給食室が整備されておりません。そのため、「もみじの森小学校」の被供給校へと変更するものでございます。

次のページをご覧ください。

3点目は（3）衛生的に課題のある学校の単独校化に伴う変更についてです。変更カのとおり、衛生上課題のある「月寒中学校」を単独校へと変更し、被供給校であった「羊丘中学校」の供給校を「西岡中学校」へと変更し、これに伴い、「西岡中学校」の被供給校であった「真駒内中学校」の供給校を「平岸中学校」とし、単独校であった「山鼻中学校」を「伏見中学校」の供給校へと変更するものでございます。

4点目は、（4）年度途中の改築工事開始に伴う変更についてです。変更キのとおり、「発寒南小学校」の改築工事が平成31年度3学期から開始することに伴い、給食室が使用できなくなるため、3学期以降は現在単独で調理を行っております「発寒東小学校」の被供給校へと変更し、また、「発寒南小学校」の被供給校であった「西野小学校」は、同様に3学期以降、「宮の森小学校」の被供給校へと変更するものでございます。

なお、参考としまして、複数校給食方式に係る実施形態の変更関係地図を添付しておりますので、ご参照ください。

本議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ご説明の中で、調理校として衛生上問題がある、課題がある、という言い方をされていましたが、そうではなくて、より良い状況の調理が提供できるという理解でよろしいですね。

○学校施設担当部長 衛生上課題があるという表現は、受け取り方によっては直ちに食中毒の原因になるというような受け取り方になるかと思うのですが、そういうわけではございません。より衛生上の環境が良い学校に調理校を移管しよ

うという意味合いでございます。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 直接この議案と関係ないかもしれませんが、各学校の最大の作れる食数というのは、上限1,000食前後なのかなと思いますが、突発的な事故、災害が起こった時などには、各校、最大どのくらいまで作れる余裕があるものなのでしょうか。

○学校施設担当部長 給食施設自体は、能力的には最大1,500食くらい作れるように設計されております。

○池田委員 わかりました。ありがとうございました。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

議案第2号につきましては、提案どおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定いたします。

続きまして議案第3号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開